

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4  区長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p> <p>5  前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設（入所定員が二十人以上の施設に限る。）であつて、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>一  子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する助成を受けている者の設置する施設（事業所内保育事業を行うことを目的とする施設に限る。）</p> <p>二  事業所内保育事業及び法第三十九条第一項に規定する業務を行</p>	<p>(前略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

うことを目的とする施設であつて、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(中略)

(居宅訪問型保育事業)

第三十八条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

一 (略)

二 子ども・子育て支援法第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三・四 (略)

(中略)

(連携施設に関する特例)

第四十七条 (略)

2| 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第六条の三第十二項第二号に掲げる事業を行う者であつて、区長が適当と認めるもの

(中略)

(居宅訪問型保育事業)

第三十八条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

一 (略)

二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三・四 (略)

(中略)

(連携施設に関する特例)

第四十七条 (略)

については、第七条第一項の規定にかかわらず、連携施設の確保を  
しないことができる。

(後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(後略)